

田辺市交通安全計画（第9次 平成23年度～平成27年度）の概要

道路交通事故の発生状況は、昭和40年代半ばに、全国的に第1次交通戦争と呼ばれるほど著しく増加しました。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。

これに基づき、国及び地方公共団体では「交通安全計画」の作成が義務づけられ、田辺市においても、昭和46年度以降、8次にわたって交通安全計画を作成し、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してまいりました。

その結果、全国で交通事故発生件数、死傷者数等が減少し、和歌山県内、田辺市においても同様に減少しています。前回の第8次田辺市交通安全計画においても、掲げていた目標数値を達成するなどの成果が上がっています。

しかしながら、依然として、飲酒運転やスピード違反など、交通マナーや交通ルールの無視が要因となる重大事故が多発している他、近年の高速道路開通といった交通網の整備に伴う交通事情の変化、更なる高齢化及び生活様式の変化等が相まって、今後、一層多くの交通事故の発生が予想され、非常に厳しい現状が予測されています。

このような観点から、この第9次田辺市交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、田辺市における平成23年度から平成27年度までの5年間に講じるべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この計画を基に、田辺市、田辺警察署並びに県の各機関、各種関係機関・団体は、交通の状況や地域の実態に即した具体的な施策を定め、実施してまいります。

項目\区分	道路交通の安全	鉄道交通の安全	踏切道における交通の安全
計画の目標	計画の最終年である平成27年の事故死者数(24時間死者)を3人以下に減少させるとともに、死傷者数を700人以下に減少させることを目指す。	重大な列車事故を未然に防止する必要がある、引き続き安全対策を推進し、乗客の死者数ゼロ、運転事故全体の死者数の減少を目指す。	踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。
安全対策視点	交通情勢の変化等に対応し、高齢者及び子どもの安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路及び幹線道路における安全確保の各視点に立った、より効果的な対策を推進する。	運転事故が県内では毎年数件発生している（市内では平成18～22年にかけて0件）現状から、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故を未然に防止するとともに、利用者等の関係する事故を防止するため、各種交通安全施策を推進する。	それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する。
講じようとする施策	①道路交通環境の整備 - 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 - 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備 - 自転車利用環境の総合的整備 ②交通安全思想の普及徹底 - 高齢者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 - 自転車の安全利用の推進 - 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立 ③安全運転の確保	①鉄道交通環境の整備 - 鉄道施設の点検と整備 - A T S等の運転保安設備の整備 ②鉄道交通の安全に関する知識の普及	①踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
	④車両の安全性の確保	③鉄道の安全な運行の確保 - 運転士の資質の保持 - リスク情報の分析・活用 - 気象情報等の充実 ④鉄道車両の安全性の確保	②踏切道の統廃合の促進
	⑤道路交通秩序の維持 - 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 - 効果的な指導取締りの推進 ⑥救助・救急活動の充実 - 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生等の応急手当の普及活動の推進 - 救急救命士の養成・配置等の推進 - ドクターヘリ事業の推進 ⑦損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	⑤救助・救急活動の充実	③その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 - 歩行者等のための横断歩道橋等の設置 - I Tの活用による踏切道安全施設の高度化の研究開発 - 違反行為への指導取締りの強化

第1章 道路交通の安全～道路交通安全についての対策

区 分	主 な 内 容
講じようとする施策	
1 道路交通環境の整備	
(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	生活道路では自転車・歩行者の関係する事故が多く発生しているため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進する必要がある。
(2)幹線道路における交通安全対策の推進	幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、事故の危険性が高い特定の区間をリストアップし、事故要因に即した効果の高い対策を実施する。
(3)交通安全施設等整備事業の推進	交通の安全を確保する必要がある道路について、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。
(4)効果的な交通規制の推進	道路における危険を防止するとともに、その他交通の安全と円滑を図るため、規制内容をより合理的なものにするよう努め、効果的な交通規制を行う。
(5)自転車利用環境の総合的整備	クリーンな移動手段としての自転車の活用を図るとともに、歩行者と自転車の事故等への対策、自転車走行空間ネットワークの整備を推進するなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。 ＪＲ駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、地域の状況に応じ、「田辺市自転車等の駐車秩序に関する条例」等によるＪＲ駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。
(6)高度道路交通システムの活用	最先端の情報通信技術（ＩＴ）等を用い、人、道路及び車両を一体のシステムとして構築し、高度道路交通システム（ＩＴＳ）を引き続き推進する。
(7)交通需要マネジメントの推進	道路交通の渋滞緩和及び円滑化を図るため、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメントを推進する。
(8)災害に備えた道路交通環境の整備	地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。
(9)総合的な駐車対策の推進	道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。
(10)道路交通情報の充実	安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、適時・適切な情報を提供するため、道路交通情報の充実を図る。
(11)交通安全に寄与する道路交通環境の整備	道路の使用及び占用の適正化等、休憩施設等の整備、子どもの遊び場等の確保、道路法に基づく通行の禁止又は制限及び地域に応じた安全の確保を推進する。
2 交通安全思想の普及徹底	
(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	幼児・児童・中学生・高校生・成人・高齢者・障害のある人に対し、各々に応じた交通安全教育を推進する。
(2)効果的な交通安全教育の推進	関係機関・団体と連携しつつ、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するとともに、交通安全教育指導者の養育等、効果的な教育手法の開発・導入に努める。
(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進	交通安全運動、自転車の安全利用、すべての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用、反射材用品の普及促進、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立、効果的な広報の実施、その他の普及啓発活動を推進する。
(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	あらゆる交通安全推進団体と連携を図り、住民が積極的に参加できる交通安全対策を推進する。 また、交通指導員等交通ボランティア等に対しては、交通安全指導技術等の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動を促進する。
3 安全運転の確保	
(1)運転者教育等の充実	運転免許を取得しようとする者に対する教育、運転者に対する再教育等、二輪車安全運転対策の推進、高齢運転者対策、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、自動車安全運転センターの業務、自動車運転代行業の指導育成等、自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断、悪質危険な運転者の早期排除等を実施する。
(2)運転免許制度の改善	運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものになっているか検証し、必要に応じ、技能試験コースの見直し等を行う。 また、運転免許試験場における障害のある人等のための設備・資機材の整備及び運転適正相談活動の充実を図る。

	(3)安全運転管理の推進	安全運転管理者等の講習を見直すほか、未選任事業所の一掃を図り、安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。
	(4)自動車運送事業者の安全対策の充実	自動車運送事業者等に対する監督指導の充実、安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実、自動車運送事業者に係る事故の要因分析、運行管理者等に対する指導講習の充実、貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進を図る。
	(5)交通労働災害の防止等	交通労働災害の防止、自動車運転者の法定労働条件と安全衛生の確保を図る。
	(6)道路交通に関連する情報の充実	危険物輸送に関する情報提供の充実等、気象情報等の充実を図る。
4 車両の安全性の確保		
	(1)自動車アセスメント情報の提供等	より安全な自動車の普及促進を図るため、市販されている自動車の安全性能について試験などによる評価を行い、その結果を「自動車アセスメント情報」として情報提供を行う。
	(2)自動車の検査及び点検整備の充実	自動車の検査の充実、型式指定制度の充実、自動車点検整備の充実を図る。
	(3)リコール制度の充実・強化	ユーザー目線に立った、より迅速かつ着実なリコール実施のための情報収集体制及び調査分析体制の強化を図り、また、ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。
	(4)自転車の安全性の確保	自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を活用する。 自転車の点検整備の確保、自転車の正しい利用方法等の指導、夜間事故防止のための灯火の取付けの徹底及び反射器材の普及促進を図る。
	(5)交通関係用品の安全性の確保及び向上	乗車用ヘルメットの安全性の確保については、消費生活用製品安全法に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、製品の安全性を確保する。
5 道路交通秩序の維持		
	(1)交通の指導取締りの強化等	一般道における効果的な指導取締りの強化等、高速自動車国道等における指導取締りの強化等、効率的な指導取締りを推進する。
	(2)交通事故事件その他交通犯罪の捜査体制の強化	専従捜査体制の強化等、初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化を図る。
	(3)暴走族対策の強化	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年指導の充実、暴走行為阻止のための環境整備、暴走族に対する指導取締りの強化、暴走族関係事犯者の再犯防止、車両の不正改造の防止、暴走二輪車対策を推進する。
6 救助・救急活動の充実		
	(1)救助・救急体制の整備	救助体制の整備・拡充、救助・集団救急事故体制の充実、心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動推進、救急救命士の養成・配置等の推進、救助・救急用資機材の整備の推進、消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進、救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実、高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備、現場急行支援システムの整備、緊急通報システムの整備を行う。
	(2)救急医療体制の整備	救急医療機関等の整備、救急医療担当医師・看護師等の養成、ドクターヘリ事業及びドクターカーの有効利用を推進する。
	(3)救急関係機関の協力関係の確保等	負傷者の救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進する。 さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害医療チームの活用を推進する。
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進		
	(1)自動車損害賠償保障制度の充実等	自動車損害賠償責任保険（共済）の充実、政府の自動車損害賠償保障事業の充実、無保険（無共済）車両対策の徹底、任意の自動車保険（自動車共済）の充実等を図る。
	(2)損害賠償の請求についての援助等	交通事故相談所の活動を推進し、損害賠償請求の援助活動等を強化する。
	(3)交通事故被害者支援の充実強化	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進する。

第2章 鉄道交通の安全～鉄道交通の安全についての対策～

区 分	主 な 内 容
講じようとする施策	
1 鉄道交通環境の整備	
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施し、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。
(2) 運転保安設備の整備	曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。
3 鉄道の安全な運行の確保	
(1) 運転士の資質の保持	運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施し、運転管理者が教育等について、適切に措置を講じるよう指導する。
(2) リスク情報の分析・活用	リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。
(3) 気象情報等の充実	鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を適確に把握するため、気象庁等が発表する警報や注意報等の情報を収集・分析するとともに、適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。
(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施	鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、適切な指導を行う。
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ適確な情報の収集・連絡を行う。また、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう求める。
4 鉄道車両の安全性の確保	適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。
5 救助・救急活動の充実	鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。
6 被害者支援の推進	実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取組を行う。

第3章 踏切道における交通安全の対策

区 分	主 な 内 容
講じようとする施策	
1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 また、障害物検知装置等の踏切保安設備の整備のほか、交通量等に応じた効果的な交通規制の実施と規制標識の視認性の向上を図る。
2 踏切道の統廃合の促進	事業実施に併せて、利用状況、う回路の状況等を勘案し、地域住民の通行に支障を及ぼさないと認められる近隣踏切道の統廃合を促進する。
3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	踏切信号の設置等の踏切関連交通安全施設の整備を図るとともに、踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを行う。また、踏切事故防止の広報啓発を行うとともに、踏切道に接続する道路の幅員差の解消に努める。